

平成 27 年 6 月

第 11 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 報告 >

- 報告第 1 号 専決処分について（平成 27 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号））
- 報告第 2 号 専決処分について（平成 27 年度尼崎市介護保険事業費会計補正予算（第 1 号））
- 報告第 3 号 専決処分について（尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4 号 専決処分について（尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例）

< 予算 >

- 議案第 77 号 平成 27 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）

< 条例 >

- 議案第 78 号 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 79 号 尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 80 号 尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例について
- 議案第 81 号 尼崎市保育所設置法人等選定委員会条例について
- 議案第 82 号 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

< その他 >

- 議案第 83 号 工事請負契約について（長洲小学校北棟耐震補強等工事）
- 議案第 84 号 工事請負契約について（武庫北小学校給食室棟改築等工事）
- 議案第 85 号 工事請負契約の変更について（水堂小学校南棟改築等工事）
- 議案第 86 号 市道路線の認定について

報 告

報告第1号

専決処分について

平成27年度尼崎市一般会計補正予算について、平成27年5月22日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成27年6月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成27年度尼崎市一般会計補正予算（第1号）

平成27年度尼崎市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115,940千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208,655,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		47,374,590	57,970	47,432,560
	05 国庫負担金	39,518,993	57,970	39,576,963
45 県支出金		10,972,297	28,985	11,001,282
	05 県負担金	7,968,364	28,985	7,997,349
60 繰入金		5,776,699	28,985	5,805,684
	10 基金繰入金	4,868,097	28,985	4,897,082
歳入合計		208,540,000	115,940	208,655,940

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		95,667,915	115,940	95,783,855
	05 社会福祉費	35,295,270	115,940	35,411,210
歳出合計		208,540,000	115,940	208,655,940

(説 明)

介護保険事業費会計において、低所得の第 1 号被保険者の保険料を軽減強化するため、給付費の一部を公費負担するにあたり、急施を要したので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をした。よって同条第 3 項の規定により、本案を提出する。

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

報1-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	47,374,590	57,970	47,432,560			
05 項 国庫負担金	39,518,993	57,970	39,576,963			
15 目 民生費負担金	38,901,237	57,970	38,959,207	低所得者保 険料軽減負 担金	57,970	○ (健康福祉局) 負担率 1 / 2 57,970 介護保険事業費会計における低所得の第1 号被保険者の保険料を軽減強化することに 伴う補正

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	10,972,297	28,985	11,001,282			
05 項 県負担金	7,968,364	28,985	7,997,349			
15 目 民生費負担金	7,644,553	28,985	7,673,538	低所得者保 険料軽減負 担金	28,985	○ (健康福祉局) 負担率 1 / 4 28,985 介護保険事業費会計における低所得の第1 号被保険者の保険料を軽減強化することに 伴う補正

報1-6

歳 入
60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	5,776,699	28,985	5,805,684			
10 項 基金繰入金	4,868,097	28,985	4,897,082			
05 目 財政調整基金繰入金	1,670,000	28,985	1,698,985	財政調整基 金繰入金	28,985	○ (企画財政局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 28,985

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	95,667,915	115,940	95,783,855	特定財源 86,955 一般財源 28,985			
05 項 社会福祉費	35,295,270	115,940	35,411,210	特定財源 86,955 一般財源 28,985			
05 目 社会福祉総 務費	19,494,811	115,940	19,610,751	国庫支出金 57,970 県支出金 28,985 一般財源 28,985	28 繰 出 金	115,940	○ 介護保険事業費会計繰出金（健康福祉局） 115,940 介護保険事業費会計における低所得の第1号 被保険者の保険料を軽減強化することに伴う 補正

報告第 2 号

専決処分について

平成 27 年度尼崎市介護保険事業費会計補正予算について、平成 27 年 5 月 22 日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成 27 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成 27 年度尼崎市介護保険事業費会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度尼崎市の介護保険事業費会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
04 介護保険料		8,090,962	115,940	7,975,022
	05 介護保険料	8,090,962	115,940	7,975,022
60 繰入金		5,395,767	115,940	5,511,707
	05 他会計繰入金	5,395,767	115,940	5,511,707
歳入合計		37,568,376	0	37,568,376

(説 明)

低所得の第 1 号被保険者の保険料を軽減強化するため、給付費の一部を公費負担するにあたり、急施を要したので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をした。よって同条第 3 項の規定により、本案を提出する。

特 別 会 計

介 護 保 険 事 業 費 予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

報2-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

04 介護保険料

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
04 款 介護保険料	8,090,962	△115,940	7,975,022			
05 項 介護保険料	8,090,962	△115,940	7,975,022			
05 目 第1号被保険者保険料	8,090,962	△115,940	7,975,022	現年度分	△115,940	○ (健康福祉局) 低所得の第1号被保険者の保険料を軽減強 化することに伴う補正 △115,940

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	5,395,767	115,940	5,511,707			
05 項 他会計繰入金	5,395,767	115,940	5,511,707			
05 目 他会計繰入金	5,395,767	115,940	5,511,707	低所得者保 険料軽減繰 入金	115,940	○ (健康福祉局) 低所得の第1号被保険者の保険料を軽減強 化することに伴う補正 115,940

予算補正に伴う歳入歳出予算事項別明細書の変更

(参 考)

歳 出

変 更 前

変 更 後

介護保険事業費

介護保険事業費

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	財 源 内 訳	款 項 目	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳
10 款 保険給付費	36,074,284	特定財源 31,564,999 一般財源 4,509,285	10 款 保険給付費	36,074,284	-	36,074,284	特定財源 31,449,059 一般財源 4,625,225
05 項 介護サービス等諸費	35,250,752	特定財源 30,844,407 一般財源 4,406,345	05 項 介護サービス等諸費	35,250,752	-	35,250,752	特定財源 30,730,706 一般財源 4,520,046
05 目 介護サービス等給付費	35,217,576	国庫支出金 8,353,909 県支出金 4,948,492 その他 17,512,976 一般財源 4,402,199	05 目 介護サービス等給付費	35,217,576	-	35,217,576	国庫支出金 8,353,909 県支出金 4,948,492 その他 17,399,365 一般財源 4,515,810
10 目 審査支払手数料	33,176	国庫支出金 8,384 県支出金 4,147 その他 16,499 一般財源 4,146	10 目 審査支払手数料	33,176	-	33,176	国庫支出金 8,384 県支出金 4,147 その他 16,409 一般財源 4,236
10 項 高額介護サービス費	823,532	特定財源 720,592 一般財源 102,940	10 項 高額介護サービス費	823,532	-	823,532	特定財源 718,353 一般財源 105,179
05 目 高額介護サービス費	823,532	国庫支出金 208,122 県支出金 102,941 その他 409,529 一般財源 102,940	05 目 高額介護サービス費	823,532	-	823,532	国庫支出金 208,122 県支出金 102,941 その他 407,290 一般財源 105,179

報告第3号

専決処分について

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、平成27年3月31日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成27年6月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第1条 尼崎市市税条例(昭和25年尼崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第33条の7第1項第1号才中「法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として令で定めるところにより算定した金額)」を「法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額」に改め、同条第5項を次のように改める。
5 第1項の場合において、第3項第1号から第3号までに掲げる法人の従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日現在における従業者数の合計数による。

第33条の7中第6項を第9項とし、第5項の次に次の3項を加える。

6 第3項第1号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が同号に定める日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、令で定める日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項第1号才中「資本金等の額が」とあるのは「第3項第1号に定める日(同法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場

合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第6項に規定する令で定める日。以下この項において同じ。)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同項第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「第3項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

7 第3項第2号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項第1号才及び同項第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは、「第7項に規定する令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

8 第3項第3号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項第1号才及び同項第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは、「第3項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

附則第10項の前の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、附則第11項中「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改め、附則第12項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、附則第13項(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、附則第15項(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度」を

「平成 27 年度から平成 29 年度」に改め、附則第 16 項中「平成 24 年度から平成 26 年度」を「平成 27 年度から平成 29 年度」に改める。

(尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市市税条例の一部を改正する条例 (平成 26 年尼崎市条例第 22 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち尼崎市市税条例第 62 条第 3 号の改正規定中「 5 , 900 円」を「 4 , 700 円」に改める。

第 2 条中尼崎市市税条例第 33 条の 7 第 5 項の改正規定を削る。

第 2 条中尼崎市市税条例第 33 条の 13 第 1 項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第 62 条第 3 号中「 4 , 700 円」を「 5 , 900 円」に改める。

付則第 1 項第 2 号中「から第 62 条まで」を「、第 61 条、第 62 条第 2 号イ及びウ並びに第 3 号」に、「第 9 項」を「第 10 項」に改め、同項第 4 号中「第 2 条」の前に「第 1 条中第 62 条第 1 号、第 2 号ア及び第 4 号の改正規定並びに」を加え、「、第 8 項及び第 9 項」を「から第 9 項まで及び第 10 項」に改め、付則第 6 項中「第 62 条」の次に「 (第 2 号イ及びウ並びに第 3 号に係る部分に限る。) 」を加え、付則第 9 項の表中「第 9 項」を「第 10 項」に改め、同項を付則第 10 項とし、付則第 8 項を付則第 9 項とし、付則第 7 項を付則第 8 項とし、付則第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 改正後の条例第 62 条 (第 1 号、第 2 号ア及び第 4 号に係る部分に限る。) 及び平成 28 年改正後条例第 62 条第 3 号の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 27 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定 (第 2 条中尼崎市市税条例第 33 条の 7 第 5 項の改正規定を削る部分を除く。) は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に規定するものを除き、第 1 条の規定による改正後の尼崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 尼崎市市税条例第 33 条の 8 第 1 項の規定によって申告納付する法人で法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 71 条第 1 項（同法第 72 条第 1 項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに同条例第 33 条の 8 第 2 項の規定によって申告納付する法人及び同条第 3 項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の市民税についての改正後の条例第 33 条の 7 第 1 項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは「尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成 27 年尼崎市条例第 33 号）第 1 条の規定による改正前の尼崎市市税条例第 33 条の 7 第 1 項第 1 号オに規定する資本金等の額が」とし、同条第 6 項及び第 7 項の規定は、適用しないものとする。この場合において、第 1 条の規定による改正前の尼崎市市税条例第 33 条の 7 第 5 項の規定は、なおその効力を有する。

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）の施行に伴い、急施を要したので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をした。よって同条第 3 項の規定により、本案を提出す

る。

報告第4号

専決処分について

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について、平成27年5月22日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成27年6月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例

尼崎市介護保険条例（平成12年尼崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

付則第15項を付則第16項とし、付則第14項の次に次の1項を加える。

（平成27年度における保険料率の特例）

15 第4条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第211号）の施行に伴い、急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした。よって同条第3項の規定により、本案を提出する。

予 算

議案第77号

平成27年度尼崎市一般会計補正予算（第2号）

平成27年度尼崎市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208,701,540千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表市債補正」による。

平成27年6月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 県 支 出 金		11,001,282	8,600	11,009,882
	10 県 補 助 金	1,894,834	8,600	1,903,434
65 繰 越 金		1	6,500	6,501
	05 繰 越 金	1	6,500	6,501
70 諸 収 入		7,495,228	2,500	7,497,728
	30 雑 入	5,450,577	2,500	5,453,077
75 市 債		30,057,400	28,000	30,085,400
	05 市 債	30,057,400	28,000	30,085,400
歳 入 合 計		208,655,940	45,600	208,701,540

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総 務 費		13,195,716	16,500	13,212,216
	05 総 務 管 理 費	10,346,457	16,500	10,362,957
15 民 生 費		95,783,855	18,000	95,801,855
	20 地 区 会 館 費	139,148	18,000	157,148
35 商 工 費		2,146,076	8,600	2,154,676
	05 商 工 費	2,146,076	8,600	2,154,676
45 消 防 費		4,547,158	2,500	4,549,658
	05 消 防 費	4,547,158	2,500	4,549,658
歳 出 合 計		208,655,940	45,600	208,701,540

第2表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前	補正後
支所整備事業費	限度額 61,400	限度額 71,400
地区会館等整備事業費	限度額 76,300	限度額 94,300

一 般 会 計
予 算 説 明 書

(補 正 2 号)

議77-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	11,001,282	8,600	11,009,882			
10 項 県補助金	1,894,834	8,600	1,903,434			
35 目 商工費補助金	-	8,600	8,600	消費者行政 活性化事業 費補助金	8,600	○ (総務局) 補助率 10/10 消費者行政活性化事業の実施に伴う補正 8,600

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	6,500	6,501			
05 項 繰越金	1	6,500	6,501			
05 目 繰越金	1	6,500	6,501	繰越金	6,500	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正 6,500

議77-8

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	7,495,228	2,500	7,497,728			
30 項 雑 入	5,450,577	2,500	5,453,077			
20 目 雑 入	5,450,574	2,500	5,453,074	コミュニ ティ助成事業 収入	2,500	○ (消防局) 自主防災組織等の防災資機材等の整備に伴 う補正 2,500

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	30,057,400	28,000	30,085,400			
05 項 市 債	30,057,400	28,000	30,085,400			
10 目 総務債	143,400	10,000	153,400	支所整備事業債	10,000	○ (市民協働局) 武庫支所及び武庫地区会館に係る複合施設 の設計に伴う補正 10,000
15 目 民生債	605,700	18,000	623,700	地区会館等 整備事業債	18,000	○ (市民協働局) 武庫支所及び武庫地区会館に係る複合施設 の設計に伴う補正 18,000

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民 生 費	95,783,855	18,000	95,801,855	特定財源 18,000 一般財源 0			
20 項 地区会館費	139,148	18,000	157,148	特定財源 18,000 一般財源 0			
05 目 地区会館費	139,148	18,000	157,148	市 債 18,000	13 委 託 料	18,000	○ 施設整備事業費（市民協働局） 18,000 武庫支所及び武庫地区会館に係る複合施設の 設計に伴う補正

歳 出

45 消防費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
45 款 消 防 費	4,547,158	2,500	4,549,658	特定財源 2,500 一般財源 0			
05 項 消 防 費	4,547,158	2,500	4,549,658	特定財源 2,500 一般財源 0			
15 目 消防施設費	271,051	2,500	273,551	その他 2,500	18 備品購入費	2,500	○ 消防設備整備事業費（消防局） 自主防災組織等の防災資機材等の整備に伴う 補正

2 市債の平成25年度末における現在高並びに平成26年度末及び平成27年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成25年度末現在高	平成26年度末 現在高見込額	平成27年度中増減見込み		平成27年度末 現在高見込額
			平成27年度中 起債見込額	平成27年度中 元金償還見込額	
普通債	153,815,004	149,811,911	21,049,200	18,767,250	152,093,861
土 木	60,365,686	55,516,724	4,021,100	8,500,391	51,037,433
教 育	35,596,489	40,649,011	13,084,600	4,081,812	49,651,799
市 営 住 宅	19,955,849	17,934,267	1,759,000	2,203,977	17,489,290
住 宅 資 金 貸 付	41,106	32,313	-	16,096	16,217
総 務	160,034	179,233	231,500	29,130	381,603
民 生	6,653,037	6,442,802	959,500	689,474	6,712,828
衛 生	22,595,068	20,734,234	644,300	2,173,339	19,205,195
労 働	1,800	1,400	-	400	1,000
商 工	344,464	225,997	-	75,052	150,945
消 防	2,121,826	2,550,925	349,200	571,262	2,328,863
企業会計等出資金	5,979,645	5,545,005	-	426,317	5,118,688
災 害 復 旧 債	4,981	12,080	-	448	11,632
土 木	-	9,800	-	-	9,800
教 育	297	-	-	-	-
その他公共施設等	4,684	2,280	-	448	1,832
そ の 他	91,411,043	96,109,358	10,308,300	6,170,821	100,246,837
減 税 補 て ん 債	5,437,654	3,904,378	-	559,197	3,345,181
臨 時 税 収 補 て ん 債	864,346	654,666	-	213,894	440,772
臨 時 財 政 対 策 債	66,206,058	73,922,551	10,308,300	3,991,202	80,239,649
退 職 手 当 債	14,168,840	13,280,148	-	1,019,998	12,260,150
減 収 補 て ん 債	4,734,145	4,347,615	-	386,530	3,961,085
合 計	245,231,028	245,933,349	31,357,500	24,938,519	252,352,330

条 例

議案第 78 号

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例について

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 27 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 27 年尼
崎市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 を次のように改める。

（子の看護等の子育てのための休暇）

第 13 条の 2 任命権者は、次のいずれかに該当するときは、児童（1
2 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。以
下この条において同じ。）を養育する職員の請求により、1 年につき
5 日（その養育する児童が 2 人以上いる場合は、10 日）以内の子育
てのための休暇を与える。

(1) 当該職員が、その養育する児童の看護（負傷し、若しくは疾病に
かかった場合における世話又は疾病の予防を図るために必要な世話
で市規則で定めるものをいう。）をするため、勤務しないことが相
当であると認められる場合

(2) 当該職員が、その養育する児童が在籍する学校又は保育施設が実
施する行事で市規則で定めるもの（当該児童に係るものに限る。）
への参加その他の対応をする場合

付 則

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

(説 明)

子の看護休暇の取得要件を拡大するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 79 号

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例について

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市市税条例 (昭和 25 年尼崎市条例第 61 号) の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。

第 27 条の 3 第 4 項中「第 203 条の 5 第 4 項」を「第 203 条の 5 第 5 項」に改める。

第 33 条の 8 第 2 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 4」を「第 2 条第 12 号の 7 の 2」に、「同法第 2 条第 9 号」を「同条第 9 号」に改め、同条第 4 項中「同法第 2 条第 12 号の 7 の 3」を「同条第 12 号の 7」に、「同法第 2 条第 16 号」を「同条第 16 号」に、「(法人税法)」を「(同法)」に改め、同条第 9 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 2」を「第 2 条第 12 号の 6 の 7」に改める。

第 34 条に次の 1 項を加える。

7 前 2 項に規定するもののほか、個人の市民税の納税義務者で第 2 項各号のうち 2 以上に該当するもの (一定の期間同時に該当するものを除く。) に対する同項の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

第 107 条第 2 項中「又は第 28 項」を「、第 28 項又は第 30 項から第 33 項まで」に改める。

附則第9項第8号中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同号を同項第12号とし、同項第7号中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第6号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第5号の次に次の4号を加える。

(6) 法附則第15条第18項本文 5分の3

(7) 法附則第15条第18項ただし書 2分の1

(8) 法附則第15条第30項 2分の1

(9) 法附則第15条第31項 2分の1

附則第9項に次の1号を加える。

(13) 法附則第15条の8第4項において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項 3分の2

附則第21項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第52項を附則第55項とし、附則第51項中「附則第49項」を「附則第52項」に改め、同項を附則第54項とし、附則第50項を附則第53項とし、附則第49項を附則第52項とし、附則第48項中「附則第46項」を「附則第49項」に改め、同項を附則第51項とし、附則第43項から附則第47項までを3項ずつ繰り下げ、附則第42項中「附則第44項」を「附則第47項」に改め、同項を附則第45項とし、附則第41項を附則第44項とし、附則第40項を附則第43項とし、附則第39項中「附則第37項」を「附則第40項」に改め、同項を附則第42項とし、附則第32項から附則第38項までを3項ずつ繰り下げ、附則第31項の次に次の見出し及び3項を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

32 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間(次項及び附則第34項において「軽課対象期間」という。)に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の

規定による車両番号の指定（次項及び附則第34項において「初回車両番号指定」という。）を受けた3輪以上の軽自動車（法附則第30条第1項各号に掲げるものに対する平成28年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条第2号イ	3,900円	1,000円
第62条第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

33 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）で法附則第30条第2項各号に掲げるものに対する平成28年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条第2号イ	3,900円	2,000円
第62条第2号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

34 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）で法附則第30条第3項各号に掲げるものに対する平成28年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条第2号イ	3,900円	3,000円
第62条第2号ウ	6,900円	5,200円

	10,800円	8,000円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「法人税法第2条第12号の18」を「同項第14号」に改める。

第33条の7第6項中「場合を除く。）」の次に「又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第33条の8第5項中「9年」を「10年」に改め、同条第10項中「もの又は」を「もの若しくは同条第3項の控除の限度額で令で定めるもの又は」に改める。

附則第36項を削り、附則第37項を附則第36項とし、附則第38項から附則第42項までを1項ずつ繰り上げ、附則第43項中「附則第41項」を「附則第40項」に改め、同項を附則第42項とし、附則第44項を附則第43項とし、附則第45項を附則第44項とし、附則第46項中「附則第48項」を「附則第47項」に改め、同項を附則第45項とし、附則第47項から附則第51項までを1項ずつ繰り上げ、附則第52項中「附則第50項」を「附則第49項」に改め、同項を附則第51項とし、附則第53項を附則第52項とし、附則第54項を附則第53項とし、附則第55項中「附則第53項」を「附則第52項」に改め、同項を附則第54項とし、附則第56項を附則第55項とする。

（尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 尼崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年尼崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち尼崎市市税条例第33条の8第5項の改正規定中「第321条の12第12項各号」を「第321条の8第12項各号」に改める。

第2条中尼崎市市税条例附則の改正規定を次のように改める。

附則第55項を附則第56項とし、附則第54項中「附則第52項」を「附則第53項」に改め、同項を附則第55項とし、附則第53項を附則第54項とし、附則第52項を附則第53項とし、附則第51項中「附則第49項」を「附則第50項」に改め、同項を附則第52項とし、附則第46項から附則第50項までを1項ずつ繰り下げ、附則第45項中「附則第47項」を「附則第48項」に改め、同項を附則第46項とし、附則第44項を附則第45項とし、附則第43項を附則第44項とし、附則第42項中「附則第40項」を「附則第41項」に改め、同項を附則第43項とし、附則第35項から附則第41項までを1項ずつ繰り下げ、附則第34項中「附則第30条第3項各号」を「附則第30条第5項各号」に改め、同項を附則第35項とし、附則第33項中「附則第30条第2項各号」を「附則第30条第4項各号」に改め、同項を附則第34項とし、附則第32項の前の見出しを削り、同項中「間（次項及び附則第34項）」を「間（次項及び附則第35項）」に、「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び附則第34項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に、「附則第30条第1項各号」を「附則第30条第3項各号」に改め、同項を附則第33項とし、附則第31項の次に次の見出し及び1項を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

32 3輪以上の軽自動車（法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。）に対する当該特定軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から附則第35項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 2 条 第 2 号 イ	3 , 9 0 0 円	4 , 6 0 0 円
第 6 2 条 第 2 号 ウ	6 , 9 0 0 円	8 , 2 0 0 円
	1 0 , 8 0 0 円	1 2 , 9 0 0 円
	3 , 8 0 0 円	4 , 5 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	6 , 0 0 0 円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条中第 1 9 条第 2 項及び第 2 7 条の 3 第 4 項の改正規定並びに次項の規定 平成 2 8 年 1 月 1 日
 - (2) 第 2 条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに付則第 3 項及び第 5 項から第 1 1 項までの規定 平成 2 8 年 4 月 1 日
 - (3) 第 2 条中第 3 3 条の 8 第 5 項の改正規定及び付則第 4 項 平成 2 9 年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の尼崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第 1 9 条第 2 項の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 次項に規定するものを除き、第 2 条の規定による改正後の尼崎市市税条例（以下「平成 2 8 年改正後条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 平成 2 8 年改正後条例第 3 3 条の 8 第 5 項の規定は、平成 2 9 年 4

月 1 日以後に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 8 第 12 項第 1 号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第 2 号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第 3 号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（以下「内国法人の控除対象還付法人税額等」という。）（同条第 13 項の規定により内国法人の控除対象還付法人税額等とみなされたものを含む。以下同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた内国法人の控除対象還付法人税額等については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 5 平成 28 年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきであった第 2 条の規定による改正前の尼崎市市税条例（以下「平成 28 年改正前条例」という。）附則第 36 項に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ 3 級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 6 次の各号に掲げる期間内に売渡し等（尼崎市市税条例第 71 条第 1 項に規定する売渡し等をいう。以下同じ。）が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、同条例第 72 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
 - (1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 2,925 円
 - (2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 3,355 円
 - (3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 4,000 円
- 7 平成 28 年 4 月 1 日前に売渡し等（地方税法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下「対象売渡し等」という。）が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売

販売業者等（同法第465条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者（同法第464条第4号に規定する小売販売業者をいう。以下同じ。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこ（地方税法第464条第1号に規定する製造たばこをいう。以下同じ。）の製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合は市内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所において、これらの者が小売販売業者である場合は市内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に営業所が所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 8 平成29年4月1日前に対象売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合は市内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所において、これらの者が小売販売業者である場合は市内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に営業所が所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。

この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

9 平成30年4月1日前に対象売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合は市内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所において、これらの者が小売販売業者である場合は市内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に営業所が所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

10 平成31年4月1日前に対象売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合は市内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所において、これらの者が小売販売業者である場合は市内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に営業所が所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課す

る。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

- 1 1 付則第7項から前項までの規定の適用がある場合における必要な事項については、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項から第8項まで（これらの規定を同条第10項、第12項及び第14項において読み替えて準用する場合を含む。）に定めるところによる。

（都市計画税に関する経過措置）

- 1 2 改正後の条例第107条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（説明）

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 80 号

尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例
について

尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例
尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例（平成 22 年尼崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

第 1 種特別乗車証又は第 4 種特別乗車証の交付を受けた者は、尼崎市乗合自動車乗車料条例（昭和 30 年尼崎市条例第 17 号。以下「乗車料条例」という。）の規定による乗車料若しくは本市以外の一般乗合旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。）で規則で定めるもの（以下「外部事業者」という。）が定める運賃（以下「乗車料等」という。）を支払わず、又は乗車料条例の規定による乗車券若しくは外部事業者がその使用を認める乗車券（以下これらを「乗車券」という。）を使用せずに本市の乗合自動車（外部事業者の乗合自動車で規則で定めるもの（以下「外部乗合自動車」という。）を含む。以下「乗合自動車」という。）に乗車することができる。

第 4 条第 2 項中「乗合自動車に乗車する際」及び「当該」を削り、同条第 3 項中「は、乗合自動車に乗車する際乗車料条例」を「は、乗車料条例」に改め、「支払い、」の次に「乗合自動車の」を加え、「その他の乗合自動車に乗車する際」を削り、「当該乗合自動車に乗車することができる。」を「その他の乗合自動車に乗車することができる。」に改め、同条第 4 項中「乗合自動車に乗車する際」及び「当該」を削る。

第 6 条の見出しを「（交付の申請等）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「）第 4 条第 1 号及び第 2 号」を「。以下「介護保険条例」という。）

第4条第1号」に改め、同項第2号中「尼崎市介護保険条例第4条第3号及び第4号」を「介護保険条例第4条第2号及び第3号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項各号に掲げる者の区分は、第1種特別乗車証の有効期間の初日の属する年度（当該初日が規則で定める期間内にある場合は、当該年度の前年度）分の本市の介護保険の保険料の賦課期日における当該保険料に係る区分によるものとする。

第7条第1項中「より乗合自動車」を「より、乗合自動車（外部乗合自動車のうち規則で定めるもの（以下「特定外部乗合自動車」という。）を除く。以下この条において同じ。）」に、「、当該」を「当該」に改め、「乗務員に」の次に「、特定外部乗合自動車に乗車して、当該特定外部乗合自動車から降車しようとするときは当該特定外部乗合自動車の乗務員に」を加え、「提示するものとする。当該」を「提示しなければならない。当該乗合自動車又は特定外部乗合自動車の」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 1日乗車利用証の交付を受けた第2種特別乗車証被交付者は、当該1日乗車利用証により、乗合自動車に乗車しようとするときは当該乗合自動車の乗務員に、特定外部乗合自動車に乗車して、当該特定外部乗合自動車から降車しようとするときは当該特定外部乗合自動車の乗務員にその第2種特別乗車証及び当該1日乗車利用証（以下「第2種特別乗車証等」という。）を提示しなければならない。当該乗合自動車又は特定外部乗合自動車の乗務員から第2種特別乗車証等の提示を求められたときも、同様とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例第6条第2項に規定する高齢者で前項ただし書に規定する規定の施行の日

以後に第1種特別乗車証（その有効期間の初日が規則で定める日以後であるものを除く。）の交付を受けるものに対する同条第2項の規定の適用については、同項第1号中「尼崎市介護保険条例」とあるのは「尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例（平成27年尼崎市条例第25号）による改正前の尼崎市介護保険条例」と、「。以下「介護保険条例」という。）第4条第1号」とあるのは「」（以下「旧介護保険条例」という。）第4条第1号及び第2号」と、同項第2号中「介護保険条例第4条第2号及び第3号」とあるのは「旧介護保険条例第4条第3号及び第4号」とする。

（ 説 明 ）

特別乗車証等の利用対象となる乗合自動車の追加等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 8 1 号

尼崎市保育所設置法人等選定委員会条例について

尼崎市保育所設置法人等選定委員会条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市保育所設置法人等選定委員会条例

(設置)

第 1 条 次の各号に掲げる者の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市保育所設置法人等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所の設置の認可（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 6 1 条第 1 項の規定により定められた尼崎市子ども・子育て支援事業計画に基づくものに限る。以下同じ。）及び同法第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設の確認を受けるべき法人
- (2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業の認可及び子ども・子育て支援法第 2 9 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）の確認を受けるべき事業者
- (3) 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する事業所内保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）第 4 3 条に規定する保育所型事業所内保育事業に限る。）の認可及び特定地域型保育事業者の確認を受けるべき事業者

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公認会計士又は税理士

(3) 本市関係職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(説 明)

尼崎市保育所設置法人等選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 8 2 号

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 尼崎市手数料条例（昭和 4 0 年尼崎市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 8 号を第 3 9 号とし、第 3 7 号の次に次の 1 号を加える。

(38) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 7 条第 1 項に規定する通知カードの再交付 1 枚 5 0 0 円

第 2 条 尼崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 0 号を次のように改める。

(20) 削除

第 2 条第 3 9 号を同条第 4 0 号とし、同条第 3 8 号中「平成 2 5 年法律第 2 7 号」の次に「。以下「番号利用法」という。」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(39) 番号利用法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付 1 枚 8 0 0 円

付 則

この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）に規定する通知カード及び個人番

号カードの再交付に係る手数料を徴収すること等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 83 号

工事請負契約について

長洲小学校北棟耐震補強等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 27 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 長洲小学校北棟耐震補強等工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市長洲東通 3 丁目 7 番 1 号
工事概要 北棟耐震補強等工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 3 9 9 , 4 9 2 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町 5 番地 6
株式会社トータルサプライ
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説 明)

長洲小学校北棟耐震補強等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	北棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 3,097平方メートル
	主な工法 PCアウトフレーム工法
	東棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 1,826平方メートル
	主な工法 PCアウトフレーム工法
	体育館耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟
延べ面積 810平方メートル	
主な工法 鉄骨屋根補強	
既存校舎改修工事(北棟、東棟、便所棟)	
耐震補強等工事に伴う電気設備工事	
" 機械設備工事	

議案第 8 4 号

工事請負契約について

武庫北小学校給食室棟改築等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 7 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 武庫北小学校給食室棟改築等工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市常松 2 丁目 1 4 番 1 号
工事概要 給食室棟改築等工事 |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 | 契約の金額 | 2 1 3 , 4 0 8 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市道意町 3 丁目 1 番地
株式会社三田工務店
代表取締役 三 田 恭 男 |

(説 明)

武庫北小学校給食室棟改築等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	給食室棟改築工事 鉄骨造り 平屋建て 1棟 敷地面積 18,961.78平方メートル 建築面積 582.25平方メートル 延べ面積 518.54平方メートル 既存校舎等解体工事(西棟、給食室棟等) 既存校舎改修工事(北棟等) 屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)

議案第 85 号

工事請負契約の変更について

水堂小学校南棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 27 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 水堂小学校南棟改築等工事請負契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 工事場所 尼崎市水堂町 1 丁目 3 2 番 8 号
工事概要 南棟改築等工事 |
| 3 変更後の契約金額 | 1, 340, 650, 080 円 |
| 4 契約の相手方 | 神戸市中央区磯上通 4 丁目 1 番 6 号
東洋・光邦特定建設工事共同企業体
代表者 東洋建設株式会社神戸営業所
所長 浅 野 恒 平 |

(説 明)

当初契約を平成 24 年 10 月 4 日に、変更契約を平成 26 年 6 月 25 日及び平成 27 年 3 月 3 日に議決された水堂小学校南棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	南棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟 敷地面積 15,244.30平方メートル 建築面積 3,612.74平方メートル 延べ面積 5,645.44平方メートル (主な諸室) 普通教室、特別支援学級教室、保健室、図書室、視 聴覚教室、コンピュータ室、音楽教室、給食室、職員 室、校長室、多目的スペース
	東棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 1,224平方メートル 主な工法 パラレル工法
	体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 891平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強
	既存校舎等解体工事(南棟、西棟、給食室棟等)
	屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)
	今回変更内容 賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用 (尼崎市工事請負契約書第26条関係)

変更前契約

- 1 契約の目的 水堂小学校南棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市水堂町1丁目32番8号
工事概要 南棟改築等工事

- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1,323,985,680円
- 5 契約の相手方 神戸市中央区磯上通4丁目1番6号
東洋・光邦特定建設工事共同企業体
代表者 東洋建設株式会社神戸営業所
所長 浅野恒平

議案第 86 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するため、議決を求める。

平成 27 年 6 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市 道 第 8 4 9 号 線	常光寺 2 丁目 9 - 2
	常光寺 2 丁目 9 - 2
市 道 第 8 5 0 号 線	常光寺 2 丁目 9 - 4
	常光寺 2 丁目 9 - 4

(説 明)

開発事業の帰属に伴う路線

- ・ 認 定 路 線 : 市道第 8 4 9 号線
市道第 8 5 0 号線

以上の路線を認定するため道路法第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

市道路線の認定図 (別紙)

市道路線の認定図 (S=1/1000)

